

輸出事業計画について

輸出事業計画の認定制度とは

我が国で生産された農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者は、単独で又は共同して、農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るためこれらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業（輸出事業）に関する計画（輸出事業計画）を作成し、農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる制度

今回の法改正で、①農林水産物・食品輸出基盤強化資金、②施設等の整備に対する所得税・法人税の特例、③日本政策金融公庫によるスタンバイ・クレジット制度、④食品等流通合理化促進機構による債務保証、⑤農地転用手続のワンストップ化を新たに措置

法改正に伴う計画記載事項の追加

必須記載事項（第37条第2項）【従前どおり】

- ① 輸出事業の目標
 - ② 輸出事業の対象となる農林水産物・食品及び輸出先国
 - ③ 輸出事業の内容及び実施期間
 - ④ 輸出事業の実施に必要な資金額・調達方法
 - ⑤ その他農林水産省令で定める事項
 - －輸出事業の対象となる農林水産物・食品の輸出の現状
 - －輸出拡大に向けた課題
- ④輸出事業の実施に必要な資金額・調達方法について、計画期間中の年毎に必要な資金の額・内訳や資金調達の方法等を記載するよう様式を修正。



任意記載事項（第37条第3項）【本改正により追加】

施設整備に関する計画

- ① 施設の種類、規模その他の施設の整備内容
- ② 施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積等

➤ 以下の支援策を活用する場合には、記載が必須。

- ・ 施設等の整備に対する所得税・法人税の特例（割増償却）
- ・ 農地法の特例（農地転用手続のワンストップ化）

➤ 以下の支援策を活用する場合は、別様式の提出を求める予定。

- ・ 農林水産物・食品輸出基盤強化資金
- ・ 施設等の整備に対する所得税・法人税の特例（割増償却）
- ・ 農地法の特例（農地転用手続のワンストップ化）

輸出関連予算事業と輸出事業計画のリンク

各種輸出関連予算事業については、①輸出事業計画の策定が必要、又は②優先採択等の優遇措置を受けられるようになります。